

平成 22 年 4 月 2 日

企業会計基準公開草案第 41 号「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」

企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（最終改正平成 21 年 6 月 26 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p>企業会計基準第 12 号 「四半期財務諸表に関する会計基準」</p> <p>平成 19 年 3 月 14 日 改正平成 20 年 12 月 26 日 改正平成 21 年 3 月 27 日 改正平成 21 年 6 月 26 日 <u>最終改正平成 XX 年 XX 月 XX 日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準第 12 号 「四半期財務諸表に関する会計基準」</p> <p>平成 19 年 3 月 14 日 改正平成 20 年 12 月 26 日 改正平成 21 年 3 月 27 日 <u>最終改正平成 21 年 6 月 26 日</u> 企業会計基準委員会</p>
<p>会計基準 四半期連結財務諸表の作成基準 会計処理 会計方針の変更</p> <p><u>10-2. 会計方針の変更を行う場合、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）第 6 項及び第 7 項に準じて、過去の年度及び四半期会計期間に新たな会計方針を遡及適用する。ただし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合で、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められているときは、その経過的な取扱いに従う。</u></p> <p><u>10-3. 前項の遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合は、企業会計基準第 24 号第 9 項に準じて取り扱う。</u> <u>ただし、第 2 四半期会計期間以降に会計方針の変更を行う際に、当年度の期首時点において、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが</u></p>	<p>会計基準 四半期連結財務諸表の作成基準 会計処理</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

公開草案	現行
<p>実務上不可能なとき（企業会計基準第24号第9項（2））は、当年度の期首以前の実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用する。当年度の期首時点においても新たな会計方針を適用することができない場合には、翌年度の期首時点で会計方針の変更を行い、当該期首以前の実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用する。</p>	
<p>過去の誤謬の訂正 16-2. 過去の連結財務諸表及び四半期連結財務諸表における誤謬が発見された場合には、企業会計基準第24号第21項に準じて修正再表示を行う。</p>	<p>（新設）</p>
<p>開示 表示方法の変更 18-2. 四半期連結財務諸表の表示方法を変更した場合、企業会計基準第24号第14項に準じて財務諸表の組替えを行う。ただし、財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、財務諸表の組替えが実行可能な最も古い期間から新たな表示方法を適用する。</p>	<p>開示 （新設）</p>
<p>注記事項 19. 四半期連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1) （省略） (2) 重要な会計方針について変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容、その理由及び影響額 (3) 当年度の第2四半期以降に自発的に重要な会計方針について変更を行った場合には、(2)又は(4-2)の記載に加え、第2四半期以降に変更した理由</p>	<p>注記事項 19. 四半期連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1) （省略） (2) 重要な会計処理の原則及び手続について変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その旨、その理由及び期首からの累計期間への影響額 (3) 当年度の第2四半期以降に自発的に重要な会計処理の原則及び手続について変更を行った場合には、(2)の記載に加え、第2四半期以降に変更した理由、直前の四半期会計期間の末日までの期首からの累計期間への影響額。なお、影</p>

公開草案	現行
<p>(3-2) <u>前年度の第 2 四半期以降に自発的に重要な会計方針について変更を行っており、かつ、遡及適用により当年度に比較情報として開示する前年度の四半期連結財務諸表と、前年度に開示した四半期連結財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨</u></p> <p>(4) <u>会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容及び影響額</u></p> <p>(4-2) <u>会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区分することが困難な場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、変更の内容、その理由及び影響額</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(22) <u>過去の誤謬の修正再表示を行った場合には、その内容及び影響額</u></p>	<p><u>響額を算定することが実務上困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(4) <u>前年度の連結財務諸表の作成にあたり自発的に重要な会計処理の原則及び手続について変更を行っており、かつ、前年度の四半期連結財務諸表と当年度の四半期連結財務諸表の作成にあたっての重要な会計処理の原則及び手続との間に相違が見られる場合には、その旨及び前年度の対応する四半期会計期間及び期首からの累計期間への影響額。なお、影響額を算定することが実務上困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(中 略)</p> <p>(新 設)</p>
<p>四半期個別財務諸表の作成基準 会計処理 会計方針の変更 <u>21-2 . 会計方針の変更を行う場合、企業会計基準第 24 号第 6 項及び第 7 項に準じて、過去の年度及び四半期会計期間に新たな会計方針を遡及適用する。ただし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合で、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められているときは、その経過的な取扱いに従う。</u></p>	<p>四半期個別財務諸表の作成基準 会計処理</p> <p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p>21-3. <u>前項の遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合は、企業会計基準第 24 号第 9 項に準じて取り扱う。</u> <u>ただし、第 2 四半期会計期間以降に会計方針の変更を行う際に、当年度の期首時点において、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが実務上不可能なとき（企業会計基準第 24 号第 9 項（2））は、当年度の期首以前の実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用する。当年度の期首時点においても新たな会計方針を適用することができない場合には、翌年度の期首時点で会計方針の変更を行い、当該期首以前の実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>過去の誤謬の訂正 22-2. <u>過去の個別財務諸表及び四半期個別財務諸表における誤謬が発見された場合には、企業会計基準第 24 号第 21 項に準じて修正再表示を行う。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>開 示 表示方法の変更 24-2. <u>四半期個別財務諸表の表示方法を変更した場合、企業会計基準第 24 号第 14 項に準じて財務諸表の組替えを行う。ただし、財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、財務諸表の組替えが実行可能な最も古い期間から新たな表示方法を適用する。</u></p> <p>注記事項 25. 四半期個別財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1) 重要な会計方針について変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その<u>内容</u>、その理由及び影響額</p>	<p>開 示 (新 設)</p> <p>注記事項 25. 四半期個別財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1) 重要な<u>会計処理の原則及び手続</u>について変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その<u>旨</u>、その理由及び<u>期首からの累計期間への影響額</u></p>

公開草案	現行
<p>(2) 当年度の第 2 四半期以降に自発的に重要な会計方針について変更を行った場合には、(1)又は(3-2)の記載に加え、第 2 四半期以降に変更した理由</p> <p><u>(2-2) 前年度の第 2 四半期以降に自発的に重要な会計方針について変更を行っており、かつ、遡及適用により当年度と比較情報として開示する前年度の四半期個別財務諸表と、前年度に開示した四半期個別財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨</u></p> <p>(3) <u>会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容及び影響額</u></p> <p><u>(3-2) 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、変更の内容、その理由及び影響額</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(21) <u>過去の誤謬の修正再表示を行った場合には、その内容及び影響額</u></p>	<p>(2) 当年度の第 2 四半期以降に自発的に重要な会計処理の原則及び手続について変更を行った場合には、(1)の記載に加え、<u>第 2 四半期以降に変更した理由、直前の四半期会計期間の末日までの期首からの累計期間への影響額。なお、影響額を算定することが実務上困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(3) <u>前年度の個別財務諸表の作成にあたり自発的に重要な会計処理の原則及び手続について変更を行っており、かつ、前年度の四半期個別財務諸表と当年度の四半期個別財務諸表の作成にあたっての重要な会計処理の原則及び手続との間に相違が見られる場合には、その旨及び前年度の対応する四半期会計期間及び期首からの累計期間への影響額。なお、影響額を算定することが実務上困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(中 略)</p> <p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p>適用時期等 (平成 XX 年 XX 月改正会計基準) <u>28-X. 平成 XX 年 XX 月改正の本会計基準 (以下「平成 XX 年 XX 月改正会計基準」という。) の適用時期は、企業会計基準第 24 号と同様とする。</u></p>	<p>適用時期等 (新 設)</p>

公開草案	現行
<p>結論の背景 検討の経緯</p> <p>30-X. <u>平成 XX 年 XX 月改正会計基準は、平成 21 年 12 月に公表された企業会計基準第 24 号により、会計方針の変更や過去の誤謬の訂正などを行った場合に、過去の財務諸表の遡及処理が求められたことを踏まえて、改正を行ったものである。</u></p>	<p>結論の背景 検討の経緯</p> <p>(新 設)</p>
<p>四半期財務諸表の作成基準 会計処理 会計方針の変更</p> <p>47-2. <u>企業会計基準第 24 号では、会計方針の変更を行った場合は、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められている場合を除き、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用することとしている。このため、四半期財務諸表においても、年度の取扱いと同様に、遡及適用を求めることとした(第 10-2 項及び第 21-2 項参照)。</u></p> <p>47-3. <u>会計方針の変更は期首に行われることが一般的であり、第 2 四半期以降に行われることは稀であると考えられる。しかし、第 2 四半期以降で自発的に重要な会計方針を変更する場合も想定されるため、国際的な会計基準では、会計年度の途中で会計方針の変更を行う際には、同一の会計年度中の変更時点より前の中間期間すべてに新たな会計方針を遡及適用することを定めている。これにより、会計年度(又は期首からの累計期間)を通じて会計方針は単一のものとなるため、同一の会計年度内(又は期首からの累計期間内)の財務諸表に複数の会計方針の適用を認める場合に比べて期間比較可能性が向上し、財務諸表の意思決定有用性が高まることが期待されている。</u></p> <p><u>一方、年度の途中で会計方針を変更する場合は、相応の理由</u></p>	<p>四半期財務諸表の作成基準 会計処理</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p>があると考えられるため、遡及適用が実務上不可能なときも第2四半期以降から新たな会計方針を適用することを認めるべきであるという意見もある。しかしながら、自発的に会計方針を変更するときは、ほとんどの場合、同一年度の期首からも新たな会計方針を適用することが実務上可能であると考えられる。さらに、年度との会計処理の首尾一貫性を重視し、国際的な会計基準とのコンバージェンスを図る観点も踏まえ、本会計基準においては、第2四半期会計期間以降に会計方針の変更を行う場合、当年度に含まれる、会計方針の変更を行う四半期会計期間より前のすべての四半期会計期間に新たな会計方針を適用することが実務上不可能なときは、翌年度の期首時点で会計方針の変更を行うこととした（第10-3項及び第21-3項参照）。</p>	
<p>開示 四半期財務諸表の科目の表示 （年度の財務諸表の表示区分との整合性） 54.（省略） <u>（削除）</u></p> <p>なお、実務上の対応を考慮し、金額的重要性により表示区分を判断するものについては、期中での表示区分の変更を容認することが適当であると考えられる。</p>	<p>開示 四半期財務諸表の科目の表示 （年度の財務諸表の表示区分との整合性） 54.（省略） <u>例えば、第2四半期に会計処理の原則及び手続を変更し、変更による影響額が過年度分と当期分とに区分して算定できる場合には、第2四半期会計期間の四半期損益計算書では過年度に係る影響額及び当期分のうち第1四半期会計期間に係る影響額を特別損益に計上し、期首からの累計期間の四半期損益計算書では過年度に係る影響額のみが特別損益に計上されるように組替えを行う方法が考えられる。</u></p> <p>なお、実務上の対応を考慮し、金額的重要性により表示区分を判断するものについては、期中での表示区分の変更を容認することが適当であると考えられる。</p>

公開草案	現行
<p>注記事項 (重要な会計上の見積りの変更)</p> <p>56. <u>企業会計基準第 24 号では、会計上の見積りの変更を行った場合には、その内容及び影響額を注記することとされていることから、平成 XX 年 XX 月改正会計基準では、四半期財務諸表の作成において会計上の見積りについて重要な変更を行った場合にも、年度に準じた事項を注記することとした(第 19 項(4)及び第 25 項(3)参照)。</u></p>	<p>注記事項 (第 2 四半期以降で自発的に行う重要な会計処理の原則及び手続の変更)</p> <p>56. <u>会計処理の原則及び手続の変更は期首に行われることが一般的であり、第 2 四半期以降に行われることは稀であると考えられる。しかし、第 2 四半期以降で自発的に重要な会計処理の原則及び手続を変更する場合もあり、そのような場合には、年度と四半期会計期間の会計処理の首尾一貫性が確保されないことから、どのような情報開示が必要になるか検討を行った。ここで、自発的に会計処理の原則及び手続を変更した場合は、会計基準の設定又は改正以外の理由により会計処理及び手続を変更した場合をいう。また、重要性が増したことに伴う本来の会計処理への変更や新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の採用は、会計処理の原則及び手続の変更には該当しない。</u></p> <p><u>自発的に会計処理の原則及び手続を変更した場合の対応方法については、大きく分けて次の 2 つの考え方がある。</u></p> <p><u>(1) 会計処理の原則及び手続を変更したことによる影響額は変更した四半期会計期間に負担させ、変更前の会計処理の原則及び手続を当該四半期会計期間に適用した場合の影響額等を注記するという考え方</u></p> <p><u>(2) 変更後の会計処理の原則及び手続を遡及適用した情報を開示するという考え方(既に開示している四半期財務諸表の遡及再表示を行う方法、四半期財務諸表の遡及再表示は行わないが、変更後の会計処理の原則及び手続を適用した場合の既に開示している四半期財務諸表への影響額等を注記する方法)</u></p> <p><u>検討の結果、財務情報の期間比較可能性を確保する強いニーズは存在するところであるが、我が国における遡及再表示を行わない実務慣行や監査制度を踏まえ、年度の期首に遡って遡及再表示をした四半期財務諸表の開示は求めず、年度と中間における会計処理の首尾一貫性を欠く場合と同様に、その旨、その理由及び直</u></p>

公開草案	現行
<p>(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区分することが困難な場合)</p> <p>56-2. <u>会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区分することが困難な場合、企業会計基準第 24 号では、その内容、変更を行った正当な理由及び影響額を注記することとされていることから、平成 XX 年 XX 月改正会計基準では、四半期財務諸表の作成において会計上の見積りの変更と区分することが困難な重要な会計方針の変更を行った場合にも、年度に準じた事項を注記することとした(第 19 項(4)-2 及び第 25 項(3)-2 参照)。</u></p>	<p>前の四半期会計期間の末日までの期首からの累計期間への影響額の注記を行うこととした。ただし、<u>適時性に係るより強い制約から影響額の見積りに関する情報を入手することが困難な場合など、当該影響額の算定を行うことが実務上困難な場合も考えられることから、その場合にはその旨及びその理由を注記することで、影響額を記載しないことも認めることとした(第 19 項(3)及び第 25 項(2)参照)。</u></p> <p>また、<u>翌年度においても、比較可能性を確保する観点から、同様の注記を求めることとした(第 19 項(4)及び第 25 項(3)参照)。</u></p> <p>なお、<u>上記の影響額の記載は、過年度遡及修正の検討とあわせて整理すべきであり、本会計基準で定めるべきではないという意見もあった。当委員会では、国際会計基準審議会との会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトで、過年度遡及修正を検討課題として取り組むこととしているため、将来的にはその検討結果を踏まえ、開示方法の見直しを行うことが考えられる。</u></p> <p>(新 設)</p>
<p>(過去の誤謬の訂正)</p> <p>68. <u>企業会計基準第 24 号では、過去の財務諸表における誤謬が発見された場合には、比較情報として表示される過去の財務諸表を修正再表示することとしている(企業会計基準第 24 号第 21 項)。</u></p>	<p>(重要な誤謬の訂正)</p> <p>68. <u>当四半期会計期間に発見した過去の重要な誤謬の訂正についても検討を行った。特に、当年度の既に開示した四半期会計期間に係るものについては、年度の財務諸表との整合性を図る観点から、</u></p>

公開草案	現行
<p>このため、当四半期会計期間に発見された過去の誤謬の訂正についても、年度の財務諸表との整合性を図る観点から、四半期財務諸表において修正再表示を行い、関連する事項を注記することとした（第 16-2 項、第 19 項(22)、第 22-2 項及び第 25 項(21)参照）。</p>	<p>四半期財務諸表でどのように開示すべきか検討する必要があった。</p> <p>平成 19 年会計基準における検討の結果、証券取引法に基づく開示上、訂正報告書の提出事由に該当する場合には修正再表示が行われていることや、遡及修正については包括的に整理すべきであるとの指摘を踏まえ、本会計基準の中では取り扱わないこととした。</p> <p>なお、重要な誤謬の訂正についても、国際的な会計基準を参考にすると、第 56 項に記載した過年度遡及修正に関するプロジェクトの中で検討が行われるものと考えられる。</p>

以上